

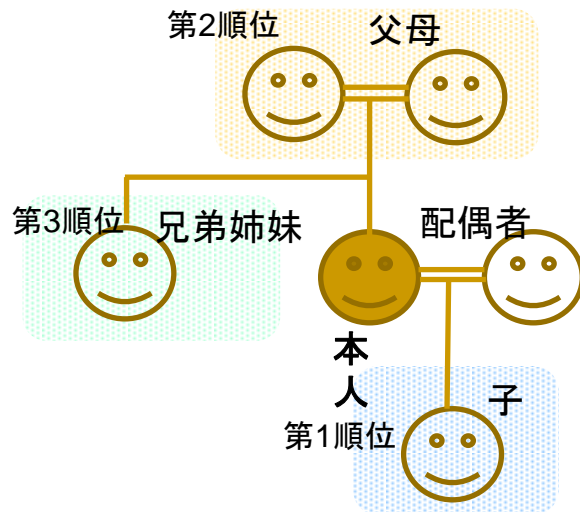
遺言書作成のご案内

SUCCESS

弁護士法人サクセスト

1. 相続の基本

【法定相続人と順位】



(1) 法定相続

- 配偶者は常に相続人となります
- 第一順位が子
- 第二順位が父母など直系尊属
- 第三順位が兄弟姉妹

(2) 遺言書がある場合

- 法定相続人の有無に関わらず、法定相続分と異なる相続ができます。
- 遺言書で遺言執行者を指定でき、相続手続きが簡易にできます(当事務所でもお受け出来ます。)

2. 遺言書を残すメリット

(1) 誰に財産を託したいか、ご自身で決められます

- 遺言書によって受贈者となる方以外の相続人の方からの申出を防ぐことができます。

(2) 迅速・確実に相続手続きを行えます

- 公正証書遺言の場合は、家庭裁判所での検認手続きが不要となり、相続手続きが簡単です。また自筆証書遺言でも、法務局で保管することが可能となりましたので、その場合も家庭裁判所での検認手続きが不要となります。
- 遺言書に遺言執行者を指定しておくことで、面倒な手続きを相続人が行わなくても確実に資産を譲渡できます。

3. 当事務所のご提案

①ご本人様のご希望をおたずねします

どなたにどんな財産を託したいのか、ご本人様のご希望をじっくり承ります

②相続人の納得を得る手続きを経ます

事業の承継等を依頼される場合には相続人と話し合いされることをお勧めします

③遺言書を作成します

遺言書を作成するアドバイスをします

④公正証書の手続き

公正証書の手続きを行います

⑤【相続発生時】
遺言書の通り相続手続きを行います

弁護士がサポートしますので安心です

4. 報酬のご提案

業務内容	報酬(税込)
遺言内容のコンサルティングサポートを行う場合(前頁①～④)	33万円から (別途、公証人の手数料が必要となります。)
遺言内容をご依頼者様のお考え通りに、事務手続きを代行する場合(前頁③～④)	11万円 (別途、公証人の手数料が必要となります。)



ご参考

- 遺言の方式として、公正証書遺言のほかにも、ご自身が作成する『自筆証書遺言』という方法がありますが、メリットの多い公正証書遺言をお勧めします。
- 自筆といっても「財産目録」の部分については、自書ではなく、パソコンにて作成してよく、自書以外の財産目録については、各ページ毎に、遺言者が署名・捺印します。

	長所	短所
自筆証書遺言	<ul style="list-style-type: none">・簡単に作成でき、費用もかからない・遺言書を作ったことを秘密にできる	<ul style="list-style-type: none">・紛失、隠匿、変造の恐れがある・方式の不備により無効になる恐れがある・検認手続きが必要
自筆証書遺言 (法務局保管)	詳細は当事務所へ	お問い合わせ下さい。
公正証書遺言	<ul style="list-style-type: none">・紛失・変造の恐れがない・遺言が本人の意思で作られたものが保証される(証拠力が高い)・明瞭な遺言書が作成できる・遺言書の検認手続きが不要	<ul style="list-style-type: none">・作成に手数料がかかる・証人の立ち合いが必要

事務所概要

弁護士法人サクセスト

【住所】 〒104-0041

東京都中央区新富1-15-4 弁護士法人サクセストビル3階

最寄駅 東京メトロ 日比谷線・JR京葉線「八丁堀」駅 A3出口

東京メトロ有楽町線「新富町」駅 5出口

【お問合せ先】

・ TEL: 03-5541-5572 (受付時間10~18時)

・ FAX: 03-5541-5573

・ e-mail: nakane@succest.jp

・ ホームページ: <http://www.succest.net>

お電話・メールにてお気軽にお問い合わせ下さい